

平成29年度

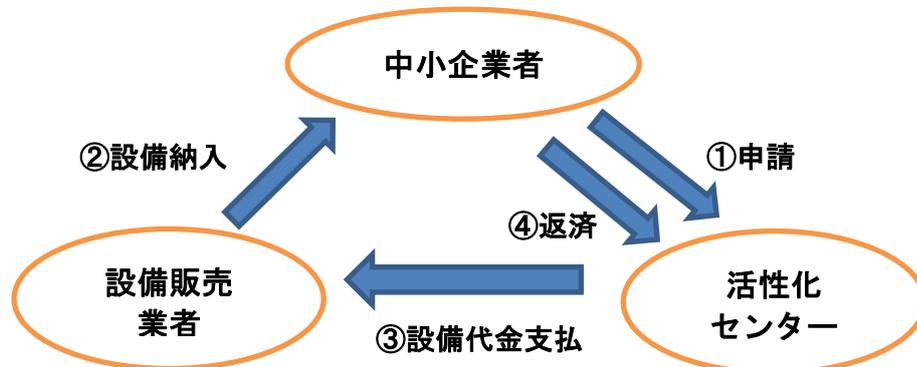
# 設備貸与事業 利用の手引き

## 目 次

1	事業の概要	1
2	事業の対象者	1
3	対象設備	2
4	割賦・リース契約の概要	2
5	割賦損料・月額リース料率	3
6	申請してからの流れ	4
7	申請方法等	5
8	その他	6
	別表1（対象外業種）	7
	別表2（特別利率対象要件）	7

## 1 事業の概要

- (1) 設備貸与事業は、中小企業者の皆様が導入を希望される機械設備を当センターが設備販売業者から購入し、割賦販売またはリースする制度です。



- (2) この事業には、次のような特徴があります。

- ① 他の制度融資等とは異なり、当センターが直接貸付を行っております。
- ② 不動産担保はほとんどの場合設定しませんので、金融機関からの借入資金枠に余裕を持たせることも可能です。
- ③ 設備販売業者への設備代金の支払いは、当センターが行います。
- ④ 固定金利、長期貸付です。
- ⑤ 限度額が1億円までとなっておりますので、大きな設備投資でも利用が可能です。

## 2 事業の対象者

創業者、中小企業者、中小企業団体（※1）

ただし、以下に該当する方は対象外となります。

<対象外となる方>

- ① 風俗営業及び公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認める事業を営んでいるものまたはP7ページ別表1に該当するもの。
- ② 非営利企業。（例：NPO法人、医療法人、学校法人等）
- ③ 中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けているもの。
- ④ 税金（事業税）を滞納しているもの。

※1 製造業、商業またはサービス業に属する事業を営む中小企業者が組織する団体。

### 3 対象設備

貸与の対象者の営む事業上必要な設備（土地や建物等の不動産設備、物品賃貸業における賃貸用の物品等を除く）で以下の要件にあてはまる設備が対象となります。

- ① 秋田県内に設置する設備であること。
- ② 貸与することが決定した翌年度の9月末までに設置が完了する設備であること。
- ③ 申請者の管理下に置かれて使用される設備であること。
- ④ 申請する設備価格の合計額が消費税込で100万円以上1億円以下であること。

### 4 割賦契約・リース契約の概要

	割賦契約	リース契約
返済 (リース) 期間	7年以内 ※設備の合計額が6,000万円を超える場合は最長10年まで延長できる場合あり。	3～7年以内 設備の法定耐用年数を超えない範囲内で選ぶことが可能。
返済 方法	約束手形による半年毎の償還 6ヵ月据置後元金均等半年賦払 ※6,000万円超の場合は1年据置も可。	口座自動引落としによる毎月払い 取扱金融機関は秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合、羽後信用金庫
保証金	設備の合計額が2,500万円までは設備額の10%、2,500万円を超える額は、250万円に2,500万円を超える額の5%を加えた額。	なし
損害 保険	企業が損害保険を付保する。	センターが損害保険を付保する。 (単なる故障は対象とならない)
固定 資産税	企業が償却資産税の申告及び税負担をする。	センターが償却資産税の申告及び税負担をする。
返済 終了後	完済後、所有権は企業側に移転。	リース期間満了後は設備は当センターに返還となる。 ※契約更新を希望する場合は更新期間1年間で、年額リース料（当初リース契約における月額リース料1ヵ月分）を更新の際にまとめて支払う。

## 5 割賦損料・月額リース料率

割賦損料・月額リース料率については以下のとおりとなります。特別利率の適用要件は7ページの別表2をご参照ください。

### <割賦損料>

小規模企業者（※2） 及び 創業者（※3）	基準利率	年2.20%
	特別利率	年1.80%
上記以外の 中小企業者	基準利率	年2.50%
	特別利率	年2.10%

### <月額リース料率>

	リース期間	3年	4年	5年	6年	7年
小規模企業者 及び 創業者	基準利率	2.970%	2.275%	1.853%	1.576%	1.373%
	特別利率	2.950%	2.256%	1.831%	1.554%	1.354%
上記以外の 中小企業者	基準利率	2.990%	2.296%	1.868%	1.592%	1.390%
	特別利率	2.969%	2.274%	1.850%	1.573%	1.371%

#### ※2 小規模企業者に該当する方

常用従業員数が20人（小売業、卸売業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下の事業者。

#### ※3 創業者に該当する方

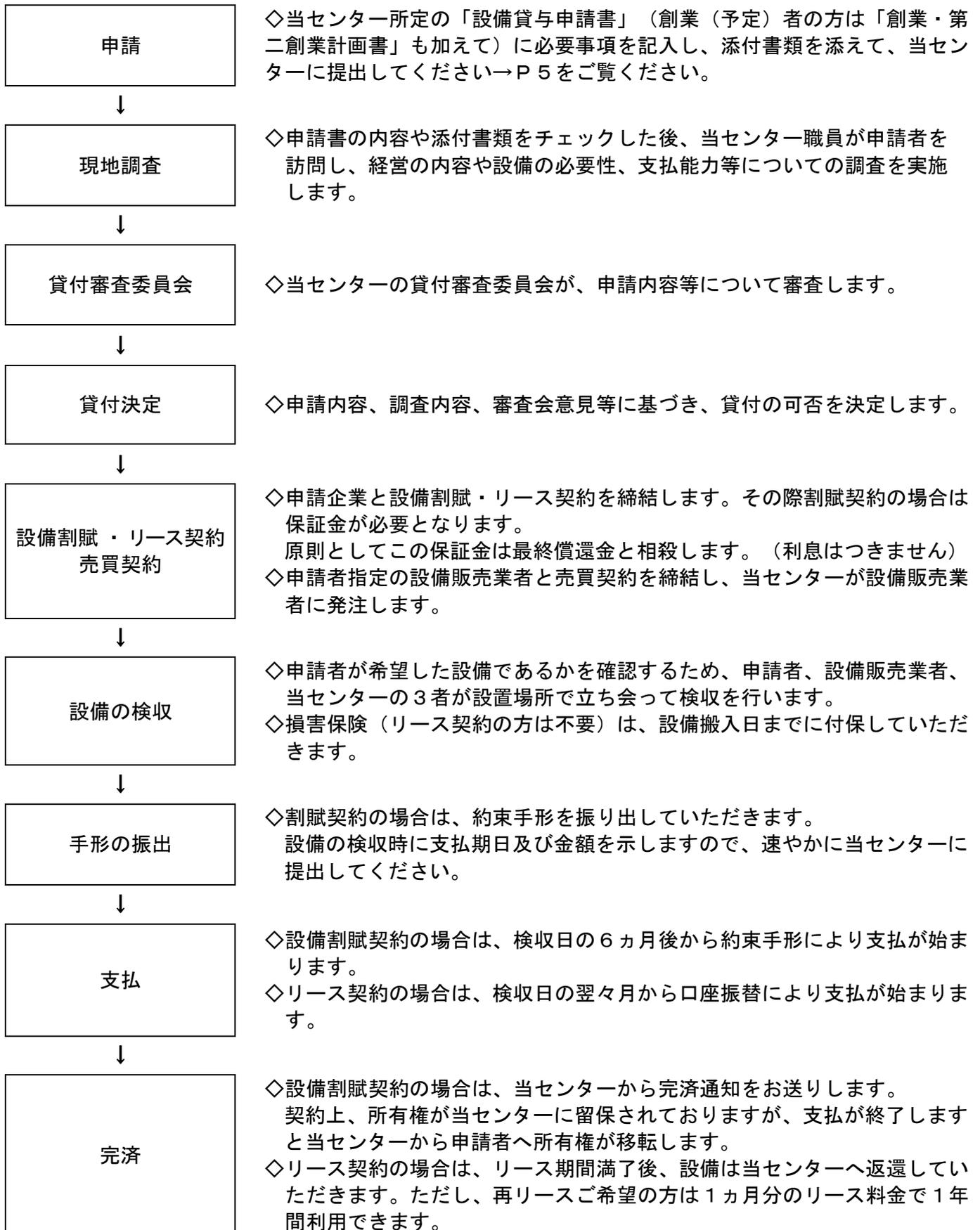
ア 事業を営んでいない個人であつて、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方。（イに掲げる方を除く）

イ 事業を営んでいない個人であつて、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有する方。

ウ 新たに事業を開始した個人（当該事業を開始した日に他の事業を営んでいなかった方に限る。）であつて、事業を開始した日以後5年を経過していない方

エ 新たに設立された会社（当該設立の日以後5年を経過していない個人により設立されたものに限る。）であつてその設立の日以後5年を経過していないもの。

## 6 申請してからの流れ



## 7 申請方法等

### (1) 申請書の提出

所定の申請書により申請してください。用紙は当センターにありますのでお気軽にお申し出ください。また、当センターのホームページからもダウンロードできます。

URL <http://www.bic-akita.or.jp/>

### (2) 申請期間

申請は随時受付していますが、予算がなくなり次第締め切ります。その場合、翌年度まで申請をお待ちいただくこととなります。

### (3) 添付書類（各1部ずつ）

- ① 見積書、カタログ：カタログのない場合は、図面又は設計書等
- ② 直近決算書3期分  
(税務申告の写し、勘定科目内訳書、固定資産台帳(減価償却明細書)を含む)
- ③ 謄本(履歴事項証明書)：個人企業の場合は住民票
- ④ 事業税(県税)納税証明書 <最寄りの総合県税事務所で発行>
- ⑤ 連帯保証人予定者の資産証明書・所得証明書
- ⑥ 認定書・許可証の写し：許認可、届出等の必要な事業者のみ
- ⑦ 創業・第二創業計画書：創業及び第二創業をする場合のみ

「創業」は、事業を新しく始める方でこの事業に必要な設備を申請する方が該当します。「第二創業」は既に創業している方で、事業転換や新事業、新分野へ進出するために必要な設備を申請する方が該当します。

- ⑧ その他センターが必要とするもの：直近の試算表、経営計画書、資金計画書など

※ 審査会にて貸与が決定した後に、企業の印鑑証明書、個人の場合は代表者の印鑑証明書、連帯保証人の印鑑証明書を提出していただきます

### (4) 連帯保証人

申請にあたっては、連帯保証人が原則1名必要です。法人は代表者となりますが、個人企業は代表者以外に保証するに足る資力を有するもう1名が必要になります。

なお、財務内容、貸与物件の態様により債権保全の観点から必要があれば、第三者保証人の追加または担保の提供をお願いすることがあります。

#### <連帯保証人の適格要件>

- ・連帯保証人は、原則として貸付期間終了時の年齢が80歳を超えない方とします。
- ・法人による連帯保証も可能ですが、この場合、申請企業の保証を認めるとした取締役会の議事録と登記簿謄本が必要となります

## **8 その他**

### **(1) 許認可**

建設業、飲食業、産業廃棄物処理業等の事業を行うにあたって、許認可が必要な場合は、それらの許認可を得ていることを証明する書類の添付が必要です。

ただし、近日中に許認可を受けることが確実な場合はその申請書類、または許認可を受けることが確実な旨の書類の提出をもって申請の受付をすることも可能です。

### **(2) 事前設置の禁止**

設備割賦・リース契約の締結以前に機械設備の設置を行った場合はこの事業の対象とはなりませんので、くれぐれもご注意ください。

別表 1

対象外となる主な業種	
①	農業
②	林業
③	漁業
④	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
⑤	以下のサービス業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業</li> <li>・ 易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）</li> <li>・ 競輪・競馬等の競走場</li> <li>・ 競輪・競馬等の競技団</li> <li>・ 芸妓業</li> <li>・ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業</li> <li>・ 興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査を行うものに限る）</li> <li>・ 芸妓周旋業</li> <li>・ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）</li> <li>・ 政治、経済、文化団体</li> </ul>

別表 2

特別利率の対象となる要件	
①	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認又は経営力向上計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業
②	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業
③	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受け、当該計画に従って設備を導入する企業
④	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律に基づく商店街活性化事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業
⑤	あきた企業応援ファンド事業又はあきた農商工応援ファンド事業助成金の交付決定を受けた計画に基づく設備を導入する企業
⑥	県内において成長が見込まれる分野で、次の製品を製造するための設備（*）を導入する企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）自動車関連部品</li> <li>（イ）航空機関連部品</li> <li>（ウ）医療機器関連部品</li> <li>（エ）太陽光発電、風力発電等新エネルギー関連部品</li> </ul>
⑦	ものづくり中核企業創出促進事業において、中核企業候補の認定を受けた企業



お問い合わせは…

**公益財団法人あきた企業活性化センター**  
**経営支援部 設備・研究推進課**

〒010-8572 秋田市山王 3 丁目 1-1  
TEL018(860)5702 FAX018(860)5612  
URL <http://www.bic-akita.or.jp>